

事 務 連 絡  
令和5年1月19日

日本内航海運組合総連合会 御中

国土交通省海事局船員政策課

令和5年度日本船舶・船員確保計画の認定申請について（周知）

平素より、海事行政に対しご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

海事局では、内航船員の不足や高齢化に対応し、安定輸送の確保を図るため、船舶運航事業者等が、海上運送法に基づき「日本船舶・船員確保計画」を作成し、船員未経験者を運航要員として雇用・訓練した場合に、「船員計画雇用促進助成金」を交付し、船員の確保・育成を支援しています。

令和5年度船員計画雇用促進助成金の交付を申請するには、令和5年3月1日(水)までに、計画期間の開始日を令和5年4月1日とする「日本船舶・船員確保計画」の認定を申請し、国土交通大臣から認定を受けておくことが必要となります。このほか、(公財)日本船員雇用促進センター(SECOJ)の「船員計画雇用促進支援助成金」や、日本内航海運組合総連合会の「内航貨物船員計画雇用促進助成金」の交付を申請する場合にも、当該認定が必要とされています。

認定を希望される事業者におかれましては、海事局HP掲載の申請手引きを参照しながら、令和5年度版計画認定関係様式[Excel]を作成し、管轄地方運輸局の船員労政課等へ、電子メールにより申請を行ってください。

また、認定を受けた計画の内容を変更する場合も、変更しようとする計画の開始日の1ヶ月前までに変更認定の申請を行ってください。

なお、当該認定を受けた場合、初めて認定を受けた事業者を除き、毎年4月末までに、管轄地方運輸局の船員労政課等へ、計画の実施状況に関する報告書を提出することが必要です。

令和5年度船員計画雇用促進助成金の交付申請については、令和5年3月末を目途に、海事局HPに申請手引きを掲載する予定です。

(ご参考)「日本船舶・船員確保計画」申請の手引き

[https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime\\_tk4\\_000011.html](https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk4_000011.html)

(お問い合わせ先) 申請手引きの最終ページに、各地方運輸局の電話番号・メールアドレスを掲載しています。